

平成 20 年 第 2 回

高森町議会 4 月臨時会会議録

平成 20 年 4 月 16 日 開会



高 森 町 議 会

4月16日 (水)

平成20年第2回高森町議会臨時会（第1号）

平成20年4月16日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

6番 後藤 和昭君

7番 甲斐 正一君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（1日間）

自 平成20年4月16日

至 平成20年4月16日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
4月16日（水）	本会議	

日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算)

日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(高森町税特別措置条例の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度高森町一般会計補正予算)

日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例)

日程第 7 議案第27号 高森町手数料条例の一部改正について

日程第 8 議案第28号 平成20年度高森町一般会計補正予算について

日程第 9 議案第29号 平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第10 議員派遣の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
6 番	後藤和昭君	7 番	甲斐正一君
8 番	相馬俊行君	9 番	三森義高君
10 番	後藤英範君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

5 番 甲斐廣國君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町長	藤本正一君	総務課長	岩下健治君
住民福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	桐原一紀君
産業観光課長	後藤正三君	建設課長	瀬井公吉郎君
会計課長	佐伯実範君	教育委員会事務局長	色見隆夫君
総務課長補佐	村上源喜君	住民福祉課長補佐	長尾和博君
税務課長補佐	後藤秀希君	産業観光課長補佐	甲斐敏文君
建設課長補佐	後藤和幸君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 古澤建生君 議会事務局長 古庄良一君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） お待たせをいたしました。会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長、藤本正一君。

-----○-----

町長あいさつ

○町長（藤本正一君） おはようございます。春爛漫の日を迎えておりますが、私どもの千本桜の方も昨年に続きましてまったく同じぐらいのお客さん、観光客においでいただきまして大変賑わった土曜、日曜でございました。

また、今日から明日と大変空模様がこのように悪うございまして、本当に桜にとって精一杯咲いた桜が風に吹かれてですね、寂しい思いが今いたしているところでございます。

そういう中で、本日は平成20年第2回高森町議会臨時会を開くに当りまして、一言皆様方にご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私共に何かとご多忙の中にご出席を賜りまして、誠に有難くお礼を申し上げるところでございます。

気候の方も峠の桜をはじめとします満開、また菜の花等の高森町のキャッチフレーズでございます「野の花と風薫る郷」ということにふさわしい、また過ごしやすい季節となってまいりました。

また小中学校入学式も終わりました、町におきましても平成20年度が始まりましたが、心新たに事務事業の執行に万全を期したいとそのように思っております。

さて、国におかれましても皆さんご存知のように「ねじれ国会」などと言われておりますけれども、特に揮発税の暫定税率維持を盛り込んだ税法が参議院で審議されず期限切れとなるなど、国民生活等に混乱を招いているのが現状であろうかと思っております。本町におきましても、暫定税率が維持しなければ道路整備のみならず教育関係などまで影響が出かねない状況でございます。そのようなことから、明日東京で行われます暫定税率の維持を求める地方の声ということで、決起大会が行われますし、また決起大会に阿蘇郡市一緒になって行くということに決定をし、今日午後から出発するところでございます。

またそういう中で国会議の方にも要望、陳情活動を行ってまいり、そして皆様方にご報告ができたらいいがなと、そのように思っております。どうか議会におかれましてもご支援の方よろしくお願いを申し上げます。

また、今議会に上程しております議案は専決処分4件、条例案1件、予算案2件、合わせて7件の提案を申し上げます。

諸議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと存じますが、何卒よろしくご審議をいただきご承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。まして議会当初の挨拶をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

○議長（三森義高君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成20年第2回高森町議会臨時会を開会します。

なお、5番甲斐廣國君からは、会議規則第2条の規定により欠席届が提出されております。

また、教育長渡邊哲郎君からは、公務出張の旨届け出がっておりますので報告します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番 後藤和昭君、7番 甲斐正一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会は、本日、4月16日の1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三森義高君） 日程第3 承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。承認第2号で承認を求めてお

ります専決処分いたしました平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして説明をいたします。

今回の補正は、現計予算の歳入歳出それぞれ72万5,000円を追加し、総額をそれぞれ11億4,059万1,000円とするものでございます。

その内容といたしまして、確定いたしました基金利息を財産運用収入で計上し、基金に積み立てたものでございます。これによりまして、基金現在高は8,803万7,247円となっております。

以上説明申し上げましたが、慎重審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号について採決いたします。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三森義高君） 日程第4 承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。承認第3号、専決処分の承認を求めることについてをご説明をいたします。

専決第2号で専決処分をいたしました高森町税特別措置条例の一部を改正する条例でございますが、まずは高森町工場等設置奨励条例がありまして、この条例は、高森町における工鉦業の開発を促進するために、町内に工場等を新設し、または創

設するものに対し、固定資産税の免除または便宜の供与を行うことによって産業の振興を図ることを目的として制定されたものであります。

第3条におきまして、工場等の指定をするように規定をされており、その中で農村工業等導入地区にあって、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める奨励第2条に定める設備を有する工場の指定がなされているところでございます。対象工場は、現在はこの役場下の工業団地の4社でございます。

また第4条では、適用控除等を有するものに対し、高森町税特別措置条例の定めによりまして、固定資産税の課税を免除することとなっております。そこで今回の高森町税特別措置条例の改正でございますが、農村地域工業等導入促進法第10条の地区を定める奨励等の一部を改正する省令、この省令が平成20年3月31日に公布され、平成20年4月1日から施行されたため本条例を改正するものでございます。

内容といたしましては、この高森町税特別措置条例第2条、固定資産税の課税免除において第2項に規定します適用期限が平成20年3月31日までであったものを、平成21年12月31日までに延長をするものであります。

また附則では、施行期日、経過措置を規定いたしました。

以上ご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号について採決いたします。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三森義高君） 日程第5 承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 承認第4号でご報告を申し上げます。

平成19年度高森町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

専決しました内容につきまして、3月定例議会終了後に決定いたしました地方譲与税や地方交付税などの最終調整及び基金積立金等の歳出の調整であります。

今回の補正額は、6,025万7,000円の追加であり、これを現計予算に合算いたしますと40億5,998万2,000円となります。

5ページの第2表の地方債の変更につきましては、最終確定となりました過疎対策事業、辺地対策事業、災害復旧事業それぞれの起債の限度額の調整であります。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。8ページから9ページまで、国からの交付される地方譲与税や利子割交付金などは、最終交付額により調整であります。

また10ページの地方交付税5,363万円の増額補正は、特別交付税に関わるものであります。これは、都道府県交付分の減少及びがんばる地方応援プログラム等の算定により増加したものと見込まれております。

同じく10ページから12ページまでの国庫支出金、県支出金につきましては、最終確定により計上いたしましたものでございます。

なお、障害福祉費関係の国・県支出金におきましては、後ほど提案をいたします平成20年度補正予算におきまして、平成19年度に交付されなかった分が精算交付されることとなります。

12ページの町債につきましては、先ほどご説明いたしました地方債補正に関わる土木費債と災害復旧費債の起債額の補正でございます。

次に歳出予算についてご説明を申し上げます。

13ページの民生費の障害福祉費の扶助費につきましては、各支払い確定によります最終調整を行ったものでございます。

また14ページから15ページにつきましても各事業費の確定によりそれぞれ最終調整を行ったものでございます。

15ページに諸支出金の財政調整基金費につきましては、財政調整のため5,997万円の積み立てを行うものであります。

なお、この積み立てを行うことによりまして、平成19年度末の現在高は3億2,464万1,557円となり、将来の財政健全化財源として、また年度の財政調整基金として活用を図るものでございますが、歳入の確保や歳出の削減によりまして、6年ぶりに前年度残高を上回ることとなりました。今後とも経済情勢の著しい変動によります税の減収や自然災害等、不時の支出増加などに対応すると共に中長期的な視野での財政運営の安定を図る上から、積極的な基金の積み立てを行うこととしております。

以上、専決いたしました主要内容についてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） はい、1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい、1番 立山です。

おはようございます。ちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども、今町長の方から歳入歳出の件、詳細に説明がありましたけれども、歳入の方は確定したということで金額が上がっておりますけれども、私初めてなんですけれども、この6,025万7,000円、私たちからすれば非常に莫大なお金なんですけれども、これは毎年毎年こういう形で専決処分が出されているか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 自席ですか。

○議長（三森義高君） はい、自席から結構です。

○総務課長（岩下健治君） お答えを申し上げます。昨今の経済情勢を見ますと、非常に交付税等におきまして不透明なところがございます。先ほど申し上げましたが、がんばる地方プログラム、こういうやつも交付税の総額の中で一町村当たり3,000万円を交付するというような、私たちは最初別枠だと思っておりましたけれども。

それと地方再生対策費、前回もご説明申し上げましたように5千7、800万のお金、これも地方交付税の中に含んで算定基準となっておったということで、歳入につきまして、非常に地方交付税につきましては不透明なところがございます。今回5,363万円、この金額の補正は最近では非常に大きかったんじゃないかとい

うふうに思っております。これが影響しまして、合計で6,025万7,000円という金額になっておりますけれども、今後の地方交付税についてもまだまだ不透明なところがありますし、最終補正的には、今回の専決はそういう金額になったということで国の今動向が非常に不透明であるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三森義高君） はい、1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、総務課長の方から入りの方はそういう説明がありましたけれども、特に出ですね、出の方で13ページの扶助費、これ上の方からいろいろ書いてありますけれども、これは毎年毎年このような形で出てくるのでしょうか。

それと併せて、これは個人的にはよろしいんですけども、どういうところに支払われている金額なのかをお願いします。

○議長（三森義高君） はい、住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） それではお答えを申し上げますが、これもですね、今総務課長の方からお話を申し上げましたように、補助事業、ほとんどというか全部補助事業でございますから、歳入歳出を今回補正を専決でお願いしたわけですが、支払って、国の大体福祉事業については、ほとんどが国が2分の1、県が4分の1私どもの方で町の方が4分の1ということですが、これは月々の利用形態等が変わってまいりますので最終はですね、3月分が2カ月遅れできますので今2月分がきてるわけですが、その辺りの見込みが少し甘かったということで補正も上がっておりますが、いずれにしても非常に流動的、毎日決まって1カ月ということじゃなくて、施設にお入りになられる方、出られる方、デイサービスを受けられる方、グループホームの方、いろいろございますので、そういうところにお支払をしている金額が扶助費になるわけですが、従って確定してないということもございます。

途中で入所される、退所される、デイサービスを受けられる、いろんなことがございますし、新しい事業も中に入って、就労支援事業なんかはそうなんですが、そういうのも入ってきますもんですから確定が少し遅れて、若干本来ならばですね、歳出面はいつも余裕を少し持たせていただいて組ませていただいているんですが、昨今の財政事情の方からぎりぎり組んでありますもんですから、若干不足するということでこのような結果になっております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） はい、1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 課長、すみません。差し支えなければですね、今日は臨時会と

いうことで常任委員会がございませんので、ちょっと細かく聞きますけれども、今13ページの扶助費ですね、それで差支えがないところで、どういうところにどういう金額を支払っているということが説明できるならばお願いします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） はい。施設はですね、これは町内それから町外の施設、福祉施設ですが、ここにですね、入所される方が人数でいきますと23名いらっしゃいます。この方々にお支払いする金額ですね。これは福祉施設です。主に精神障害、それから身体はございませんけれども、それから固有名詞いきますと一番大きいのは高森寮さんになるわけですが。

それからその次の療養介護はですね、筋ジス、従前は筋ジスは別の特別障害だったんですが、今この生涯福祉費の中に含まれております。筋ジスの方が2名いらっしゃいます。

それからALSの方が1名ですね。こういうのが入っております。

短期入所はご存知のようにデイサービス、それから下も児童のためのデイサービス、それから共同生活援助がグループホーム、この方がですねトータルで15名いらっしゃいます。

それから就労支援事業というのが新しくできました事業ですが、基本的に障害をお持ちの方が永久的な就職ができるように技術指導を含めてそういうものを行っております。これは、事業所が4カ所ございます。授産施設なんですけど、この方が8名いらっしゃいます。

それから下は障害者の方の装具ですね。それから障害児のための道具、それから日常生活、これはゼロなんですけど、それと一番下の重心がございます。これは単県事業でございましてけれども、これもご存知のように通院しておられる方が1カ月当たり1,020円の限度額。それから入院される方が2,040円の限度。その他の部分については2分の1を補助をしているということで重度心身障害者医療費助成ということをして上げております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） はい、1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 何度もすみません。じゃあ、こういう形では毎年度毎年度、さっき課長の方から見込みが甘いとおっしゃいましたけれども、こういう形で毎年度毎年度専決処分でいかれてるわけなんじゃないですか。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 毎年度、そういうことですね、支払い予算が不足すれば専決ということをお願いすることもあります、基本的には本来の姿ではないだろうと。ですから3月議会までに積み上げをしてですね、3月議会の中で補正の中で私どもの方としては対応していただくような提案をしなければいけないというふうには考えております。

毎年度こういうことがあるかということですが、これはあまり好ましいことではないと私個人的には考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。はい、8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番 相馬です。今地方交付税の確定によりますところの補正ですけれども、今、立山議員が言われましたように出の部分については本来の姿ではないという、私もそう思います。今後こういうことはですね、3月の定例議会が終わったばかりでございますので、無いようにお願いしたいと思っておりますけれども、この補正とは関係ございませんけれども、ただいま話題になっております道路特定財源が確定をしております。その分本町におきますところの影響部分といいますか、それが5,300万ぐらいだったと思っておりますけれども、仮にこれがどうなるかわかりませんが、もしですね、このまま確定しないということになれば非常に本町における影響も多いと思っておりますけれども、その辺の見通しですね、財政担当にお伺いをいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 今のお尋ねの件でございますけれども、これは3月の定例議会のとき総務委員会の方にはご説明をちょっといたしましたけれども、そのときは19年のベースでお話をしておっしゃられました5,300万、それに維持町道整備事業の交付金事業、これについて2,700万合わせますと大体8,000万程度影響が出るんじゃないかというお話をしておりました。

現在の国会等の運営を見ておきますと、本日から審議がなされるかどうかというふうな今朝の新聞でもございましたし、20年度の概算でちょっと調べましたところ、暫定税率が執行によります税金の減収の見込み額が年間では5,200万円。これに地方道整備臨時交付金の予算を計上しておりますのが20年度予算で2,200万、合わせますとこの暫定税率にかかります金額の7,400万円程度が不足してくるんじゃないかということで、4月の1カ月分かなという計算をしてみました、大体5,200万を12で割りますと1カ月で400万程度減収になると。今

日の新聞を見てみますと、再議決がされても5月12日以降ということですので2カ月程度影響が出るのか、それ以上出るのか、今のところ影響について何カ月になるのかというのは私どもも今わからない状態でおりますけれども、当然この財源が確保されないということになりますと、道路の新設改良費、維持費も削減に追い込まれるんじゃないかというふうに思っております。そうなりますと予算の執行停止や道路の維持費については、削減をして対応していかなければならないようになるというふうに思っております。事業課の方にはすべて発注は見合わせて欲しいということで通知をしているところでございます。影響額が約7,400万ということでございます。

当然これは、交付税の中には翌年度過疎、辺地とかの道路分のやつが含まれております。75%今年度で交付されるというやつが。当然起債の方の借金は戻していかなければなりませんので、そういうことになりますと当然この財源が7,400万は足らなくなっていくということ。年間通じてこの法律が通らないということであればですよ、それが1カ月なのかもう1カ月やがて過ぎますので2カ月になるのかという、そこは当然事業の執行停止等を考えるざるを得ないというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（相馬俊行君） はい、いいです。

○議長（三森義高君） はい、ほかにございませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号について採決いたします。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三森義高君） 日程第6 承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 承認第5号で承認を求めています専決処分いたしました高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

この提案は、県の条例改正に伴い改正するものでございますが、これは本年4月後期高齢者医療制度の発足に伴い老人保健法が執行いたしましたことから、これに関する事項を削除すると共に併せて今後の改正に対応できるよう字句の調整をするものでございます。

以上説明いたしました但、ご審議の上承認いただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号について採決いたします。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第27号 高森町手数料条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第7 議案第27号、高森町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第27号で提案いたしました高森町手数料条例の一部改正につきまして提案理由の説明をいたします。

今回の提案は、戸籍法の改正に伴い条例を改正するものでございますが、現在戸籍の証明書の取得は、戸籍の公開制度の原則から不当な目的でなければ何人でも請

求できることとなっておりますが、今回の改正によりそれぞれ請求できる範囲が限定されますとともに、各種請求や届けをする場合の窓口における本人確認をより厳格にするよう改正されるものでございます。

例えば、免許証の提示または写真付き住民票、基本台帳、カードなどにより確認することが義務付けられております。

以上説明申し上げましたが、ご審議の上決定いただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号について採決いたします。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、高森町手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第28号 平成20年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第8 議案第28号、平成20年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第28号で提案いたしました平成20年度高森町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、歳入につきましては、先ほど平成19年度補正予算で説明を申し上げました平成19年度に交付されなかった障害福祉負担金の国庫県費の調整と、歳出につきましては、農業活性化施設費の修繕料の補正となるものであります。総額188万8,000円の増額補正を行うものです。これを現計予算と合算いたしますと総額で37億7,288万8,000円となります。

歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。5ページに国庫支出金の障害福祉費負担金については、19年度精算金として126万円を増額補正するものであります。同じく県支出金といたしましても19年度精算金として62万8,000円を増額補正することといたしております。

次に歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。農林水産業費の農業活性化施設費につきましては、トラクター等の修繕料及び鶏糞の発酵肥料化のための機器の点検手数料として合わせて148万2,000円を補正するものであります。

これは、オーガニック・アグリセンターの今後の機械・設備の保守点検及び修理の責任を明確にするために、今回、各機械、設備の修理点検を行い修理費用と点検料の負担については、各機械と設備の使用時間を記録したアワーメーターが表示する使用量に応じて指定管理者と按分して支払うと、そのような金額となります。

以上、今回、提案いたしております補正予算の主なものについて、その概要をご説明を申し上げます。ご審議の上ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい、1番 立山です。今日は、4月16日ということで新年度が始まってまだ16日しか経っておりませんが、こうやって平成20年度の補正予算がアグリセンターの修繕料等で188万円ですか、出ておりますけれども、これはどうして前回の3月の年度末の議会で提出されなかったのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今のご質問ですけれども、本来3月に提出すべきだと思います。

今回の補正につきましては、通常アワーメーターで何時間割ったらこういうオイル交換をなさいという機械的なものがあります。それにつきまして、私たちの方もちょっと理解不足、そして管理者の方としても理解不足ということもありまして、ある機械の一部がちょっと故障したわけです。トラクターの一部がですね。そうした場合に何で故障したのかなという、ちょっと原因を調べてたんですけども、そうした場合に3月の時点で何でこうしたら、点検が十分に時間が過ぎてのにな

されてなかったということが判明しました。その後、町と指定管理者の方で全機械について一応点検状況を調査しました。その中でどうしてもこの時間が過ぎてると。既に指定管理者につきましても1年間過ぎていきますので、じゃあ町だけがすべてやることじゃなくて、その1年間分と町が使った時間とお互い按分してやるということで、3月議会に本当は出せばよかったんですけども、今言ったように私たちもそこら辺認識不足で、今判明して早めてやってないと今度は故障が起きる原因となりますので緊急臨時議会の方で提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（三森義高君） はい、1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい、1番 立山です。今課長の方から説明がありましたけれども、全然関係ありませんけれども補正で出されたということで専決で出していたらばですね、もっと突こうかなと思っていましたけれども、こういうこと言うと失礼なんですけれども、正直に補正で出されたということで今説明聞いて十分理解できました。

ありがとうございました。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） はい、2番 森田です。確か前の建設委員会で話がちょっと出ましたが、これはですね、今まで行政が携わってきた機械類でございまして、本当に今まで聞きますとオイルそれからいろんな計器類も確認仕方でも入れてなかったという、本当にこれは何という機械の扱い方をされておったのかと残念でなりません。今後はですね、こういう行政において今まで車とか大変多ございます。こういうのはですね、絶対ないような形をとってもらわなくては行政においてこういうことが次から次に出てくるということではですね、本当に民間に委託してほとんど産業の方面においてでもですね、本当に残念な話じゃないかと思っております。特に交流センターなり、それから温泉館なり今後またこういう話が出てくると思います。行政としてもですね、隅々まで目を行き届かせまして、くれぐれもこういう後の始末もしないような形をとってほしいと私は思っております。

以上です。

○議長（三森義高君） 答弁はよろございますか。ほかにございませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） はい、6番 後藤です。1番議員さん、それから2番議員さん、質問とそれから内容についてのことがございましたが、1番議員さんの方から質問

がございました3月議会の中でですね、委員会の中で厳しくいろんなお話をしたわけでございます。指定管理者に出す時点ですね、その中においてどうであったかというようなことを課長の方にも課長補佐もおいででございましたが、いろんなお話をしながらですね、状況と要するに危機管理の意識がうせとるわけですね、公務員として公職のある人が2人も派遣されとって、その使用状況、利用状況アワーメーターじゃなくて大体危機管理というのがこの間もテレビ等で報道されましたとおり、産廃のトラックが観光バスに打ち当たった状態、ああいうやつを何するなら公職にあるもんがですね、2人も常駐しとって情けないような形で今そのまま指定管理者に移行してるわけです。折半でそういう状況にあったということでございますが、出したときの状況をですね、立派な説明があつて納得したわけでございます。議会としては、それがですね、いつも言うように全職員の危機管理、これがものすごくですね自分たち要望とまた違うわけです。町長がいつも言われるように全員がですね、これは民間だったら絶対これは許されんことですよ。そういうことをですね、再認識してこういうことがもう二度と口がすっぱくなるぐらい言うわけでございますが、まだいろんな施設がございます。何があるかわかりません。ものすごく連帯感を持ちながらやっていかんと国保の使い込みにしてもそうです。非常に残念でならんことがどんどん出てきてるわけです。これはいつになったら立派な形に整然としたことができるかどうか、町長さんが一生懸命やっておられますのでよろしく町長さんお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 自席から失礼いたします。

今、アグリセンターの機械設備につきましては、今議員の先生方からご注意を受けたこと本当にごもつともかと、そのように思っております。大変今まで指摘受けました昨年まではですね、職員が2人おりましたし、また今回、今やっと1年終わったということで今になってそういう不具合が出てきたということも現状です。本来であればちゃんと指定管理者に渡す前にですね、ちゃんとした整備を完全に終わって、そしてやるのが当然であったかなと十分反省をいたしております。

私も職員にはですね、そういう気持ちで人まかせじゃなく必ず自分できるように、そしてまた、いつも近くでおれば足元を見て指導するよにとということだけはですね、言っております。もちろん私もまだまだ指導不足でございます。今後このようなことがないように今から十分職員にも指導してまいりたいと、そのように思いますのでよろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） はい、6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 非常に財政的にも厳しい次期に入っております。なお一層ですね、職員の意識を改革しながら、そして町民の付託に答えるようなですね、町政によろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号について採決いたします。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成20年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第29号 平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第9 議案第29号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第29号で提案いたしました平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げますが、その前に議員の皆様及び町民の皆様に経緯をご報告を申し上げますとともに、深くお詫びを申し上げます。

国民健康保険税を課税するに当たりましては、被保険者の皆様より税の申告をいただき、それを基に課税するわけですが、納税者の皆様の中には青色申告されている方もいらっしゃいます。青色申告には幾つかの特典がございますが、その一つに欠損金を3年間にわたり繰り越しできることが認められておりますが、平成17、18年度におきまして、このことの確認を怠り現年でのその年度の所得にのみ課税をいたしましたために不適切な課税を行い、納税者の皆様に多大なご迷惑

をおかけいたしていることが判明をいたしました。

17年度において、5世帯101万600円。18年度で4世帯38万500円が過大に徴収をされておりましたため、これを還付するために還付加算金を含む予算を計上させていただいたものでございます。このことは、ひとえに引き継ぎを含む事務手続きの誤りであり、誠に申しわけなく重ねて深くお詫びを申し上げます。

慎重にご審議をいただきご決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号について採決いたします。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議員派遣の件について

○議長（三森義高君） 日程第10 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

平成20年第2回高森町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成20年第2回臨時会

平成20年4月発行

発行人 高森町議会議長 三 森 義 高
編集人 高森町議会議務局長 古 澤 建 生
作 成 株式会社アクセス

電 話 (096)372-1041

~~~~~  
高森町議会議務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電 話 (0967)62-1111